

丹波篠山市広告入り窓口用封筒の無償提供に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、丹波篠山市広告事業取扱要綱（平成21年篠山市要綱第23号）及び丹波篠山市広告掲載基準（平成21年3月30日施行）に定めるもののほか、広告入り窓口用封筒の無償提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「広告入り窓口用封筒」とは、市が発行する各種証明書等を持ち帰るために、市民に提供する封筒であって、広告が印刷されたものをいう。

(広告の規格)

第3条 広告入り窓口用封筒の大きさは、次のとおりとする。

(1) 角2号

(2) 角6号

2 広告の掲載面積は、広告入り窓口用封筒の表面積及び裏面積のそれぞれ35%以下とする。

(設置期間)

第4条 広告入り窓口用封筒の設置期間は、3年間とする。

(広告入り窓口用封筒の無償提供の募集方法)

第5条 無償提供者の募集は、市ホームページ等により行うものとする。

(広告入り窓口用封筒の無償提供の申込み方法)

第6条 広告入り窓口用封筒の無償提供を希望する者は、丹波篠山市広告入り窓口用封筒の無償提供申込書（別記様式）に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 募集期間その他募集について必要な事項は、募集要項で定める。

(広告入り窓口用封筒の無償提供者の選定)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、提案内容、業務実績及び信頼性を総合的に判断し選定する。なお、複数の応募者が同等と判断される場合は、抽選により選定することもできる。

2 市長は、その結果を広告入り窓口用封筒の無償提供申込者に通知するものとする。

(製作上の注意事項)

第8条 広告入り窓口用封筒を製作する無償提供者は、広告主の募集に当たり自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

2 無償提供者は、広告内容、色、形状等の広告入り窓口用封筒の仕様について、事前に市長と協議し、市長の承諾を受けた後に製作しなければならない。

3 無償提供者は、広告入り窓口用封筒の数量並びに納品時期及び場所について市長の指示に従うものとする。

(広告主)

第9条 広告入り窓口用封筒に掲載する広告は、国税及び市税の滞納がない事業者のものとする。

(問題発生時の対応)

第10条 無償提供者は、広告入り窓口用封筒の内容に関する苦情その他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

(中止)

第11条 市長は、市民に広告入り窓口用封筒を提供することが不相当と認めるときは、広告入り窓口用封筒の提供を中止するものとする。この場合において、無償提供者は、当該広告入り窓口用封筒を回収の上、代替の封筒を提供するとともに、それに係る費用についても負担しなければならない。

(確認書の締結)

第12条 市が無償提供者から広告入り窓口用封筒の無償提供を受けるときは、広告入り窓口用封筒の製作及び無償提供に関して、市と無償提供者双方で確認書を取り交わすものとする。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、広告入り窓口用封筒の製作及び無償提供に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。